

# 厚生委員会会議録

平成26年9月24日(水)

(開 会) 10:00

(閉 会) 12:13

## 案 件

1. 議案第69号 平成26年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
2. 議案第72号 平成26年度飯塚市立病院事業会計補正予算(第1号)
3. 議案第73号 飯塚市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例
4. 議案第74号 飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー条例の一部を改正する条例
5. 議案第78号 指定管理者の指定(飯塚市体育施設)
6. 認定第17号 平成25年度飯塚市立病院事業会計資本金の額の減少及び決算の認定
7. 請願第13号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願

## 【 報告事項 】

1. 子育て世帯臨時特例給付金の支給状況について (こども育成課)
2. 小中一貫校建設に伴う児童館建設について (こども育成課)
3. 飯塚市新型インフルエンザ等対策行動計画の県提出について (健康・スポーツ課)
4. 吉原町1番地区第一種市街地再開発事業複合ビルにおける飯塚休日夜間急患センター移転の進捗状況について (健康・スポーツ課)
5. 飯塚市健康の森公園市民プール及び多目的施設の休館日の変更について (健康・スポーツ課)
6. ダイマル跡地事業地区暮らし・にぎわい再生事業の進捗状況について (健康・スポーツ課)
7. 幸袋こども園の民営化について (子育て支援課)
8. 子育てプラザについて (子育て支援課)
9. 高齢者実態調査の結果について (介護保険課)

## ○委員長

おはようございます。ただいまから厚生委員会を開会いたします。「議案第69号 平成26年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

## ○医療保険課長

議案第69号の補足説明をいたします。補正予算書の17ページをお願いいたします。第1条において、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ704万8千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ149億8861万3千円と定めるものでございます。

今回の補正は、高額療養費の限度額の区分の変更に伴うシステムの改造費、並びにレセプトデータ分析によるデータヘルス計画の策定、及び糖尿病重症化予防対策等のヘルスアップ事業の関連経費を追加で計上いたしております。

詳細につきましては、事項別明細書で説明いたします。21ページをお願いします。まず、歳出予算の主なものでございますが、1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、先ほどご説明いたしましたシステム改造委託料等で100万8千円を計上いたしております。続きまして、8款、保健事業費、1項、特定検査等事業、及び2項、保健事業

費につきましては、特定検査等事業費では嘱託職員賃金及びレセプトデータ分析委託料等で合算で604万円を計上いたしておりますが、ヘルスアップ事業は10/10の補助率で限度額が900万円となっていることから、差額の296万円は既決予算の単独事業費を補助対象事業費に振り替えております。

20ページをお願いいたします。歳入予算の主なものについてご説明をいたします。3款、国庫支出金、1項、国庫補助金、1目、財政調整交付金につきましては、普通調整交付金は単独事業費を補助対象といたしましたことから11款の諸収入で19万4千円を計上したことにより、315万4千円の減額、特別調整交付金は補助対象経費の10/10の1000万8千円を増額いたしております。

以上で補正予算の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

21ページ、一般管理費の国民健康保険システム改造委託料ですが、そもそもこのシステム改造の内容をご説明をお願いします。

○医療保険課長

別紙でお配りしております高額医療制度の自己負担限度額等の新旧比較表をお願いいたします。現在では、上位所得、一般、低所得者の3区分になっておりますけれども、表の右側、平成27年1月以降というところでございますが、上位所得を2区分に、一般を2区分に、合計で5区分に変更されております。そのうち上位所得の限度額2区分と一般の210万円以下の所得の部分が、今回変更になっております。今回の変更によりまして、上位所得者の2区分が負担増、一般の210万円以下の1区分が減額という形になります。その部分の変更の委託料でございます。

○宮嶋委員

区分をそれぞれ、一般と上位所得の分を2つに分けたということですが、これは国の法律で決まったんだと思いますが、改定の目的を教えてください。

○医療保険課長

現在の3区分では、その所得の幅が大きいということで、負担する部分がある程度所得の低い方についても、それ相応の負担の部分があります。それで、その部分を細分化することによりまして、所得の低い方を軽減し、所得の多い方に負担を求めるといような改正内容になっております。

○宮嶋委員

高額な医療を払わなくていいように、軽減をするための改正だったんじゃないかなと思ったんですけども、結局、所得に応じて応分の負担をとということですね。一般のほうは2つの区分に分かれて、210万円以下と210万円から600万円以下という区分になって、その600万円の上のほうの部分については変更がないと。ただし、210万円以下の低所得に近い方については、安くしましようということでしょうけども、この金額でも所得が210万円以下で5万7600円、医療費の負担というのはものすごく重いと思うんですよ。そういうふうなことを感じました。それと600万円を超えるからということで、これも2つに分けてあるんですけども、600万円から900万円の所得という方々が、それでも医療費が16万円、17万円払わないといけないということなんですよね。この辺がちょっともう、やっぱり上げ過ぎじゃないかなという気がします。900万円超えると、もう25万円を超えるわけですから、少々の収入があっても病気になると本当に生活が苦しくなるという状況じゃないかなと思います。そういうふうにご感想を持ちました。この表では対象世帯数というふうに上げてありますが、これはあくまでも国保の世帯ということになってますけど、それぞれに、この中で

医療を受けてある方がどのぐらいいらっしゃるのか、いわゆる高額医療の対象になっている方がどのくらいなのかというのはわかりますか。

○医療保険課長

いま質問委員がおっしゃるような区分ではちょっと分析はしておりませんが、通常の医療費の使う階層からすれば、上位所得者の方は非常に金額が少なくなっております。逆に、低所得者の人が圧倒的に医療費が高いという現状がございます。先ほどおっしゃいました限度額自体も高いのではないかとということでございますけれども、現実には高額医療を使われる方につきましては、相当な額の金額になることがございます。その高額の限度額を超えた分につきましては、被保険者皆さんで負担をしていただくというような形になりまして、最終的にはこの分がふえればふえるほど、最終的には税の負担も重くなるというような構造になっております。

そこで、今回はある程度所得の多い方については、応分の負担をしていただくということと、所得の低い方については、一般の分になりますけれども、現状では8万100円、これから総医療費に対して26万7千円を引いた1%ということでございまして、ここの分だけでも2万2500円の軽減にはなっております。そもそも本来的にいえば、病気をしないようなことが一番よろしいんでございますが、その分は年齢も高い人が多いことから難しいと思っておりますけれども、医療費につきましては、私ども医療費の適正化ということで特定健診を含めまして、いろいろな施策を打っておりますので、できるだけ病気をしないで健康でいてもらえればとは考えております。

○宮嶋委員

どうしてもですね、やっぱり低所得者のほうが無理して医療を我慢したりとか、いろんなことがあって病気になられる方が、今はお金持ちやき病気にならんということもないんですが、やはり生活のレベルが低い方ほど病気を抱えた方が多いんで、医療費をうんと使っているだろうということも推測できますけれども、世帯全体で支えるというのが国民健康保険ですので、やっぱり低所得の方がこんなに高額な医療費を払えば、また生活が苦しくなる、借金がふえるというようなこともあると思うんで、もっこの辺、市単独でどうなのというのはなかなか難しいのかもしれないけど、ぜひ全体の費用負担が少なくなるような、高額医療費が下げられるような方策をぜひとっていただきたいというふうに要望して終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

せっかく低い所得の方の軽減をしようというようなことで、つくられた制度だと思っておりますけれども、やはりもっと下げる方法を考えて、上位の所得の人も含めて安心して医療が受けられるという制度にするために、ぜひ改善をしていただきたいというふうに申し上げて、反対の討論とします。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第69号 平成26年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は举手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第72号 平成26年度飯塚市立病院事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○健康・スポーツ課長

「議案第72号 平成26年度飯塚市立病院事業会計補正予算（第1号）」について、補足説明をいたします。

平成26年度の補正予算書の1ページをお願いいたします。第2条、資本的収入及び支出についてご説明をいたします。第1款、資本的収入、第1項、企業債につきましては、建替事業に関する病院事業債としまして1億9160万円を増額補正いたしまして、13億230万円となっております。次に、第2項、出資金は一部建替事業に関する合併特例債分としまして、6380万円を増額補正いたしまして4億3400万円に、第4項、納付金につきましては、病院事業債元金償還等に対する指定管理者の負担分でございます、9万4千円を増額補正して4634万1千円となっております。

次に、支出では第1款、資本的支出、第1項、建設改良事業費では、継続費の平成26年度分としまして、工事監理委託料及び建替工事費2億5549万4千円を増額補正いたしまして、13億6377万9千円を計上いたしております。第3条、継続費の総額、年度及び年度割額についてご説明をいたします。規定の継続費の総額が40億6195万2千円、これを3億2844万2千円増額し43億9039万4千円、事業完了年度を平成27年度から平成28年度に1年追加しており、年度割額もそれに合わせて変更しております。

これは、主に市立病院の建替工事事業において東日本大震災を起因とする労務単価費や資材費の高騰等によりまして、今後発注予定の東棟及び診療リハビリ棟改修工事等について、既決予算内での発注の見込みが立たないことから補正をするものでございます。

恐れ入りますが、別紙資料、飯塚市市立病院建替事業補正予算内訳表になりますが、1枚紙の資料のほうをお願いいたします。この表の区分といたしまして、上からから工事監理委託、①本館新築工事、②東病棟改修工事、③診療リハビリ棟改修工事、④解体、外構工事の順に記載をしております。①の本館新築工事は既に執行しておりますが、予算額の比較になりますので既決予算額35億6441万8千円を36億2729万5千円と6287万7千円の増を補正しております。

次に、②の東病棟の改修工事は、これはまだ未執行でございまして、1億2126万5千円から2億353万8千円へ8227万3千円の増をしております。次に、③診療リハビリ棟の改修工事、これも未執行でございまして、1億7853万9千円が3億3510万3千円へ1億5656万4千円の増と。最後に、④の解体、外構工事、これも未執行でございまして、1億3354万9千円を1億6027万7千円と、2672万8千円の増。合計で一番下の欄でございますけど、40億6195万2千円から43億9039万4千円へ、今回の補正額の3億2844万2千円の増となっております。

今回発注をいたします東病棟改修工事、診療リハビリ棟改修工事、解体、外構工事につきましては、大幅の増額となっておりますが、これは平成24年度での積算により算出したものでございまして、その後2年が経過し、その間、資材や労務単価が大幅に高騰したため工事費の増額をせざるを得ない状況となっております。また、工事の内容の見直しを行ったことも増額の要因となっております、その主なものとしましては、東病棟の改修工事では防水工事や外壁の補修工事、診療リハビリ棟におきましては、防水工事やつり天井工事の補強工事が要因となっております。

今回の補正で一部建替事業の増額は3億2844万2千円でございますが、この額が全額が事業費となりますと、このうち指定管理者の負担となりますのが2億5038万7千円となる見込みでございます。この負担は指定管理者がおよそ23年間にわたって分割負担をしていくこととなりますことから、今後の経営の影響を図るため長期収支見込みを作成させ検討いたし

た結果においては、利益の圧縮になりますが、交付税相当額の助成によって経営の安定は可能であると判断をいたしております。しかしながら、将来のためには指定管理者の負担を少しでも軽減することが重要であると考えておりますので、予算の執行に当たっては最小限の支出になるよう努めてまいりたいと思っておりますし、指定管理者においても最大限の経営努力をしていただくよう要請をしてみたいと思っております。

以上で病院事業会計予算の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

とんでもない大きな金額ですよ。確かに消費税が上がる、消費税があがることは見込まれていたのかもしれませんが、資材単価とか、労務単価が上がったということはいろんなところで聞きますけれども、東棟もですけど、8200万円から。診療リハビリ棟に至っては約、これ倍なんですよ。何かこんなにね、もともとの設計図からして、こういうものを建てますよというのを皆さんに諮って工事に入ったわけですよ。ところが、倍までもなるような金額になる建物を建て続けるのかというか、どこかを少し、設計を少し変更してできる場所はやるとか、そういう工夫をやっていただかないと最初にこのぐらいですよと言われて見せられて、帰りにお金を払おうとしたら、倍払わないといけないというような感じになっています。何かその辺について、もっときちっとした論議がされているのかどうか、お尋ねします。

○健康・スポーツ課長

東棟、北棟、診療リハビリ棟につきましてのアップ率については、おっしゃるとおり非常に高くなっております。これにつきましても、先ほど申しましたように経営の安定の観点からしますと極力支出を減らしてほしいということで協議をして、減らせる工事については減らしてくださいというお願いをしてみましたが、資材費や労務単価の高騰の影響、消費税の影響、その他ございまして、今回どうしてもこの工事をやらないことには診療リハビリ棟、もしくは東棟についての今後の事業展開ができないという結論になっております。結果としまして、非常に大きな増額にはなっておりますが、この工事につきましては最低限必要な工事というふうに認識をしております。今後このような形で執行していきたい。また、指定管理者につきましてもそれを生かした経営努力、経営についてはしっかりやっていただきたいというふうに申し入れをしております。

○宮嶋委員

労務費と資材費の単価ということですけど、やはり、私たち市民の皆さんに説明するときに、それで1億、2億、3億、3億なんぼでしょう、こだけ上がる。どうしてそんなになるんですかと聞かれたときに答えようがないですよ。例えば、労務単価がどの、まあいろんな単価があるんでしょうけど、それを事細かに、この積算になるやつですけど、そういうのを見てどのくらいわかるのかはわかりませんが、ぜひ労務単価がどのくらい上がったのか、資材単価がどのくらい上がったのかというのがわかる資料は出せますか。

○委員長

いますぐ答えられますか。

○こども・健康部長

いま委員のちょっとご心配になる点も、当然私どもも心配しましたが、建築課とも打ち合わせた中で、設計がもう2年ほど前に設計した金額で、それから労務単価があがっております。それで、やっていく中で外壁の防水工事をしないといかんとということで、特に診療リハビリ棟については、そういうことが出てきましたので、何とか金額についても抑えるようにお話ししましたが、これは病院関係者とも皆さん入った中でお話しした中で、どうしても金額的にはもう今の約3億2千万円ぐらいはちょっと上がるような形になりましたので、事細かい点につい

てはちょっと建築課のほうがしてますけど、まだ入札前ですので、できれば防水工事とか、別な工事が入ったということでご理解していただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○松本委員

いま宮嶋委員のほうからありましたけども、本当に倍ですよ。になっているようなところもあるわけで、で理由は何かと聞くと、いや震災のための資材が上がったとか、人の労務単価が上がったとか、それでくくられてもね、じゃあ、それが倍も上がったんですかという話にしかならん。そしたら、いや何ですか、いま外の防水をどうのこうのとかいわれるけれども、そんなことはわかっている話でしょ、最初から。あなた水がにじんでくるのがいいような話じゃない。普通の家を建てるでもそうだろうしね、ましてここは病院ですよ。そんなことはあなた、その何年度に試算をしようとするですよ、わかっていることじゃないですか。だから、何年度より今このくらい上がりましたとか、こういう状況だからこのプラスが出てきますとか言うんならいいけれども、ポンと倍ですよとか、何倍ですよとか言われても、そんなに上がったのかなという認識しか私どもにはありませんので、そんなには上がっていないというふうに私は認識しています。だから、そこいら辺は何もかもその中にぶち込んでですよ、追加すると。そういうことでは、私どもはやっぱりハイというわけにはいきませんのでね、どのようなことが出せるのか、ちょっとわかりませんが、そういうことはちゃんとやっぱり委員会に示しをしていただきたいというふうに思いますがね、いかがですか。

○こども・健康部長

建築課のほうですね、しているのが、建築基準法改正に伴って、つり天井の改修工事が追加と、それと既存の外壁等が雨漏りにより発覚したということで、これについてはやっていく中で発覚していったということですので、最初からわかっていたらいいんですけど、建築課のほうでは発覚したということで、その防水工事がふえるということで。また、中央棟から検査棟に影響する外壁ですね、これも、またテナントによる改修工事の追加とか、横断歩道の通路整備がふえたとか、そういうのが診療リハビリ棟については特に行われておりますので、そういうことに伴って、まあ金額的に私どもも委員が心配されるように、倍近い金額があがるのはちょっとおかしいんじゃないかということで、何回も交渉しましたが、ここらへんでどうしても金額がかかるということで、試算したらなりますのでご理解していただきたいと思いますが。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○松本委員

あなた方は理解を私どもにしてほしいと言われるわけですから、私どもが理解しやすいようなね、ただひとくくりですよ、言われても私ども理解できませんよ。それも少しの金額とかいうならあなた、もう一軒建とうかという金額ですよ、倍ということは。もう1つ同じものが、前回の思いからすれば、もう1つ建つということですよ。そういうのがですよ、ひとくくりでこれが上がったからということだけで、理解をしてくださいと言われるあなた方のほうが、私は理解ができませんので、そのところはぜひ私どもが理解できるような説明なり、資料を出してください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:32

再 開 10:51

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

○宮嶋委員

先ほどから論議しましたように、とてもこの大幅な引き上げに関しては、なかなか納得がいくものではありませんので、ぜひ細かいところでの、何でこういうふうに上がったのかというところ辺の調査を要求したいと思います。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま宮嶋委員から要求があつております件については調査できますか。

○健康・スポーツ課長

いま申し出の調査につきましては、調査を行いましてご報告をさせていただきたいと思ひます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま宮嶋委員から要求がありました件につきましては、調査を要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よつて、執行部に調査を要求いたします。ほかに質疑はありませんか。

( な し )

お諮りいたします。本案は慎重を期して、継続審査といたしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

( な し )

ご異議なしと認めます。よつて、本案は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「議案第73号 飯塚市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

議案第73号の補足説明をいたします。お手元に配布してあります議案書の1ページをお願いいたします。本議案は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律の一部改正に伴ひまして、関係する3条例の改正を行うために一括して上程いたしております。

まず、法律の改正内容でございますが、一部改正法より、永住帰国する前からの配偶者に対して、中国残留邦人等の亡くなった後に、これまでの支援給付に加えて新たに配偶者支援金を支給する制度が創設されております。また、支援の対象となる配偶者を「特定配偶者」とし、特定配偶者の自立と支援を行うことが明確化され、併せて法の題名が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律」と改められております。

詳細につきましては、新旧対照表でご説明をいたします。議案書の3ページをお願いいたします。新旧対照表上段のひとり親家庭等医療費の支給に関する条例、及び中段の重度障がい者医療費の支給に関する条例につきましては、法律名称の改正を、下段の市営住宅条例につきましては、法律名の改正及び経過措置の改正を行うものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第73号 飯塚市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異

議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第74号 飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

「議案第74号 飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー条例の一部を改正する条例」について補足説明をいたします。議案書の5ページをお願いいたします。本議案につきましては、市内の保健福祉施設の使用料等を平準化するため平成27年4月から庄内保健福祉総合センターハーモニーの使用料等を改定することとし、また、平成28年度からは当該施設の管理に関し、地方自治法第244条の第3項に規定いたします指定管理者に行わせるため本条例を改定する必要があることから、提出させていただくものでございます。使用料等の改定につきましては、市内の同じ福祉目的施設で設置年月日が平成16年6月1日と比較的新しく、年間の利用者が多い、穂波福祉総合センターの利用料金を目安として改定を行おうとするものでございます。

主なものにつきまして、4点ほど順に申し上げますと、まず1点目、小学生の浴室利用料を新たに設定いたしております。これまではハーモニーには子どもの料金というものがございませんでしたけど、新たに一人当たり100円をいただくということでございます。2点目でございます。65歳以上の高齢者の方、それから障がい者の方の浴室利用を半額減免するというものでございます。これまで、一律中学生以上200円という浴室の使用料をいただいておりますけれども、対象となる方々につきましては、半額の100円とさせていただくというものでございます。3点目でございます。市外居住者の貸室、会議室等ですね、それから冷暖房の使用料を2倍とし、お風呂、浴室につきましては1.5倍とするものでございます。これまで市外の料金設定はございませんでした。4点目でございますが、貸室利用に冷暖房料を設けるというものでございます。1時間当たりの貸室利用に際しまして、それぞれ部屋の大きさによりまして、100円、200円、400円単位の冷暖房料を新たに納めていただくというものでございます。なお、市主催、共催行事につきましては、全額減免という形になります。詳細につきましては、9ページ以降に新旧対照表も添付いたしておりますが、簡単にご説明をいたした次第です。

以上、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○宮嶋委員

これは大人の料金というのは、中学生以上ということになっていますが、中学生以上ということでもよろしいんですね。それと、小学生がわざわざ設けられたということですが、小学生の利用がどのくらいあるのかというはわかりますか。

○社会・障がい者福祉課長

小学生のお風呂、浴室の利用でございますが、25年度を基本とする試算では、年間の利用者数は市内で約1200人、年間ですね。それから市外で約470人、都合1670人というふうに見込んでおるわけでございます。月平均で約140人の小学生が利用しているということになります。また、施設につきましては、福岡県内の各福祉施設、特に浴室を設置いたしております自治体の利用料金と使用料等を調査いたしましたけれども、子どもの料金につきましては6歳以上12歳未満という形の中で設定がなされております。金額の多寡はありますけれども、そういう設定があるということでございます。

○宮嶋委員



わざわざ小学生の料金をつくらなくても、そのくらいの金額だったらいいんじゃないかなというふうに思ったんですけれども。それと、これは指定管理にされるということですが、いつからというふうに決まって、もうどこがというのも決まっているんですかね。

○社会・障がい者福祉課長

この条例改正のご提案をさせていただく中で、予定としては28年度ということを目指しておるところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

討論は本会議場で述べたいと思いますが、指定管理にするというところの1点で反対をしたいと思います。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第74号 飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第78号 指定管理者の指定（飯塚市体育施設）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○健康・スポーツ課長

「議案第78号 指定管理者の指定（飯塚市体育施設）」について補足説明をいたします。

議案書の20ページをお願いいたします。これは平成27年度から飯塚市体育施設の14施設を一括して飯塚市体育協会を指定管理者として指定するものでございます。期間であります。施設が14施設ございますが、このうちの14番の健康の森公園の多目的広場につきましては1年間、それ以外の13施設につきましては、平成32年までの5年間としております。これは多目的広場が指定管理者が管理して管理を行います14施設のうち、1施設だけが孤立しており、また管理人もおりません。そのため、トイレの破損や駐車場のトラブルや無断使用等に対応することが難しいことから、1年遅れて平成28年度から指定管理者を指定いたします健康の森市民プール及び多目的施設とのグループに入れて、一括指定管理するほうが適切に管理ができることから、1年間だけの指定管理としております。来年度に健康の森3施設、プール、多目的施設、広場については指定管理者を選定する予定でございます。

以上でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

今回、指定管理の選定委員会とか、ほかに申請の団体があったのかどうか。

○健康・スポーツ課長

申請された方は1団体のみとなっております。

○宮嶋委員

いま多目的広場のほうは、常駐者がいないということでしたけども、あとの13施設については、どういう人数体制になっているのか、それぞれに常駐者がいるのかどうか、お尋ねしま

す。

○委員長

まず体育協会は、体育館に事務所を置いております。それ以外の施設で鯉田の陸上競技場周辺の広場等につきまして、管理人が常駐をしております。人数につきましては交代で出ておりますので、通常2人が交代で出てございます。それと、B&Gも指定管理の施設に入っておりますが、ここには常時1名の管理人がおります。あと、筑穂のほうの野球場がございまして、野球場のほうは囑託という形で常駐ではございませんが、すぐ近所の方に体育協会が委託といいますか、そういった形で管理をしております。多目的広場につきましては、通常からそういった方がおりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

指定管理ということでなかなか管理が難しいのではないかなと思いますが、これは経費の削減というのが主な目的であって、いろんな防災とか安全、こういう観点でもっときちっとやっていく、市が責任を持ってやっていくべきだというふうに考えますので、反対をさせていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第78号 指定管理者の指定（飯塚市体育施設）」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は举手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第17号 平成25年度飯塚市立病院事業会計資本金の額の減少及び決算の認定」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○健康・スポーツ課長

「認定17号 平成25年度飯塚市立病院事業会計資本金の額の減少及び決算の認定」について補足説明をいたします。

決算書1ページをお願いいたします。まず、1ページ、収益的収入及び支出のうち収入からご説明をいたします。第1款、病院事業収益、第1項、医業収益につきましては、その主なものといたしまして普通交付税病床分及び救急病院分交付金でございまして、決算額は当初予算と同額の2億1474万1千円となっております。第2項、医業外収益につきましては、その主なものといたしましては、病院事業債利息のうち交付税措置分の一般会計補助金、病院事業債及び合併特例債の指定管理者負担分等となっております。予算額1993万8千円に対しまして、決算額653万9918円となり1339万8082円が減額となっております。これは工事費等にかかる一時借入金の利息の指定管理者負担分でございますが、借入額が予定よりも少額で済んだため減額となっております。次に、支出についてご説明をいたします。第1款、病院事業費用、第1項、医業費用につきましては、病院管理運営交付金2億1474万1千円及び減価償却費3266万9976円でございます。決算額は2億7426万2437円となっております。第2項、医業外費用につきましては、病院事業債償還利息、市立病院管理運営協議会費用等でございます。予算額が1972万7千円に対しまして決算額602万2746円となっております。1369万9250円が主に一時借入金が予定よりも少額で済んだため等で不用額となっております。

次に、2ページをお願いいたします。2ページが資本的収入及び支出のうち、収入からご説明をいたします。第1款、資本的収入、第1項企業債につきましては、予算額21億3860万円に対しまして決算額が8億6350万円となっております。その内訳は建替事業等の病院事業債分が7億9420万円、機械装置整備関係病院事業債分が6930万円となっております。第2項、出資金につきましては、合併特例債にかかる一般会計からの出資金でございます。予算額が7億2132万7千円に対し決算額2億8780万円となっており、4億2310万円を26年度へ繰り越しております。

次に、第3項、納付金につきましては、病院事業債償還元金のうち一般会計繰入金を除いた協会負担分及び起債対象外分の協会負担分でございます。予算額2947万円に対しまして、決算額2942万7690円となっております。第4項、補助金につきましては、病院事業債元金償還に対する一般会計からの地方交付税措置分でございます。予算額が0円に対しまして、決算額852万6785円となっております。これは後ほどご説明いたします資本金の減少と同じ理由によりまして、25年度分のみを決算時に振りかえたものでございます。

次に、支出についてご説明いたします。第1款、資本的支出、第1項、建設改良事業費につきましては、予算額27億5150万円に対しまして決算額10億5892万3千円で16億9257万7千円を26年度へ繰り越しております。これは、新本館の建築工事費でございます。次に、第2項、機械整備事業費につきましては、予算額1億円に対しまして決算額9243万4650円となっております。

次に、第3項、企業債償還元金につきましては、病院事業債の償還元金でございます。

次に、3ページをお願いいたします。3ページが損益計算書になりますが、一番下に3段ございます。以上の内容によりまして、当年度の純損失が5900万4265円となり、前年度繰越欠損金が1億8755万6274円だったことから、当年度未処理欠損金が2億4656万539円となっております。以下、4ページから7ページまで余剰金計算書、欠損金処理計算書、貸借対照表を、8ページからは決算付属書としまして事業報告書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書を添付いたしておりますのでよろしくお願いいたします。

決算の概要は以上でございますが、続きまして、資本金の額の減少について補足説明をいたします。恐れ入りますが、議案書のほうの49ページをお願いしたいと思います。資本金の額の減少でございますが、これは平成21年度から平成24年度までの間に病院事業債の元金償還に伴い、一般会計から交付税措置相当額2074万1584円を出資金として受け、資本金、自己資本金でございますが、に組み入れをしておりましたが、地方公営企業会計制度等の見直しに伴い、この当該出資金を補助金として繰り延べ収益に整理したほうが、将来の病院会計の欠損金を減少させることができるため地方公営企業法第32条第4項の規定により、資本金の額を減少させ繰り延べ収益に振りかえを行うものでございます。

これが一般的な補足説明でございますが、非常に理解が難しいかと思っておりますので、表現としては正確ではないかと思っておりますが、もう少しかみ砕いてご説明をさせていただきたいと思っております。まず資本金を減額しますが、飯塚市の市立病院事業会計の中でございますので、指定管理者の決算とは関連がございません。恐れ入りますが、決算書の7ページのほう、もう一度お願いをいたします。決算書7ページに貸借対照表がございます。この決算書の中でございますが、まだ議決をいただいておりませんので、資本金の額の減少を実行する前の状態がこの貸借対照表の中に記載をしております。今回の資本金の額の減少は、資本の部の資本金合計のところがございまして、ここが15億7230万138円という数字がございまして、ここから先ほど議案書のほうで載っておりました2074万1584円を減額し、負債の部に新設をする繰り延べ収益、まだ新設できておりませんので科目がございませんが、そちらの科目のほうに振りかえると、移すというものでございます。

市立病院の事業会計は歳入と同額が歳出として出ていくという単式簿記でいきますと、収支

が毎年度ゼロになるという特徴がございます。本来であれば、これでよいのでございますが、企業会計でございますことから保有する固定資産や機械類は減価償却を行います。この額、減価償却額が経費とされることから、この額がマイナスとなって毎年必ず赤字決算となる特徴がございます。このことは毎年度、飯塚市立病院事業会計が赤字決算となり、毎年累積赤字が膨らみ続けることを意味しております。今回の地方公営企業会計制度等の見直しでは、この赤字額を減少させる効果がありまして、一定の条件に合致するものを資本金から外し赤字補てんにあてるようにしたものでございまして、一般会計から病院事業債の元金償還にあてるため、交付税措置をされた金額を過去にさかのぼって今回の対象としたものでございます。なお、これは本年度限りでございまして、26年度決算からは議決を経ず、見直し後の適用したもので決算とすることになります。また、今回の見直しでは累積赤字は減少いたしますが、今後も毎年度赤字となることには変わりございません。

以上で補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、資料要求があればお受けいたしたいと思っております。資料要求はありませんか。

○松本委員

これ非常にわかりません。かみ砕いてね、言っていたんだと思うんですが、もっともとかみ砕いていただかないとわからんというのが正直ありまして、資本金を取り崩すというのがね、まず普通私どもが考える、まあ企業であればね、非常に運営がよくないと。だから、それを取り崩してですよ、ここの何ページですかね、損益金処理計算書というのが、5ページに出ていますが、結局、飯塚市立病院事業の損益金にその資本金をあてるということなんだろうと思うんですね。ここ書いてあるんですね。ということはですよ、普通の会社であると借金があって借金に会社の資本金を取り崩してそれに充てると。私はそういうふうに理解をしますね。そうすると、非常に会社のイメージとしては、うちの会社は大丈夫なんやかね、資本金まで取り崩してそれにあてよんやがという話になるのではなかろうかというふうに私は理解をしておるんですね。それでその理解が正しいのか、正しくないのかもわかりませんので、もうちょっと資料として出していただくことができますでしょうか。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま松本委員から要求がっております、わかりやすいそれに対する資料ですね、わかりやすく説明できるような資料は提出できますか。

○健康・スポーツ課長

もう少し検討しまして、わかりやすいようなものを検討させていただいて提出をさせていただきますと思います。

○委員長

お諮りいたします。ただいま松本委員から要求がありました資料につきましては、要求することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。なお、資料については準備が出来しだい、事務局より各委員へお知らせいたします。ほかに資料要求はありませんか。

( な し )

お諮りいたします。本案は慎重をきして閉会中に審査するというので、継続審査といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、『請願第13号 「手話言語法」 制定を求める意見書の提出を求める請願』を議題と

いたします。

お諮りいたします。本請願につきましては、慎重に審査するため、閉会中に開催予定の委員会において紹介議員から趣旨説明を受けた後に審査を行うということで、本日は継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から9件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「子育て世帯臨時特例給付金の支給状況について」、報告を求めます。

○こども育成課長

子育て世帯臨時特例給付金の支給状況についてご説明いたします。

平成26年8月1日から申請受付、そして支給いたしております子育て世帯臨時特例給付金の支給申請児童数、支給決定児童数、そして支給決定金額を報告いたします。

子育て世帯臨時特例給付金は、4月1日から消費税8%に引き上げられたことに伴いまして、所得の低い方への臨時的な給付措置として、児童手当を受給している所得制限限度額未満の世帯の子ども一人につき1万円を支給するものです。支給対象児童数は見込で1万3413人、申請支給状況は、9月10日現在で支給申請児童数1万151人、75.7%の申請率です。支給決定児童数は8464人、これは8月29日までの申請分を9月10日に支給した人数になります。支給決定金額は9月10日振込までで、掛ける1万円ですので8464万円となっております。直近の数字を報告いたします。9月17日現在で支給申請児童数は1万743人で79.2%です。支給予定児童数は1万617人で9月24日、今日までの振込分の支給予定金額は1億617万円です。

以上、簡単ですが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「小中一貫校建設に伴う児童館建設について」、報告を求めます。

○こども育成課長

鎮西中学校区小中一貫校児童館建設工事の基本設計、そして幸袋中学校区小中一貫校児童館建設工事の基本設計、及び穂波東中学校区小中一貫校児童館建設工事の実施設計についてご説明いたします。どれも蛍光ペンで印をつけておりますので、そこを見て下さい。

まず、鎮西中学校区小中一貫校の配置図・パース図をお願いいたします。建物の左奥の四角の建物が児童館と公民館併設の建物です。1ページの配置図をお開きください。蛍光ペンがついているところが児童館です。2ページの1階平面図をお開きください。児童館は約680平方メートルで、集会室が3部屋、児童約160人が生活できる広さです。他に遊戯室、事務室、トイレ、倉庫などを配置しております。平成30年度開設予定です。鎮西中学校区の小中一貫校の生徒児童数は、平成26年5月1日現在で916人です。そのうち小学校の生徒は567人、4月1日現在の児童クラブ入所児童数は149人です。児童福祉法改正によりまして、27年度より5、6年生の入所が可能となりますので、その見込みを含めて集会室の人数を決定していきます。3ページ以降は小中学校と公民館となっております。実施設計については、開校準備会にて決定しましたら改めて報告いたします。

次に、幸袋中学校区小中一貫校の基本設計をお願いいたします。1ページは配置地図です。

建物の右下に児童センター入口があります。2ページの地下1階平面図をお開きください。右下の蛍光ペンのついている階段から上がり、3ページ1階平面図につながります。児童館は約580平方メートルで、集会室は児童約130人が生活できる広さ、そして遊戯室、事務室、トイレ、倉庫を配置しております。平成28年度開設予定です。幸袋中学校区小中一貫校の生徒児童数は732人で、そのうち小学生は508人、4月1日現在の児童クラブの入所児童数は112人です。ここも27年度の法改正によりまして、5、6年生の入所が可能となりますので、基本設計では見込みを含めて集会室の人数、広さを決定していきます。

最後に、穂波東中学校区小中一貫校の実施設計をご説明いたします。パース図をお願いします。建物の右のほうの現在の平恒小学校の児童昇降口及び横の教室棟の1階、2階を改修して児童館を建設いたします。1ページ平面図をお開きください。児童館は約1065平方メートルで、児童の昇降口を改修して事務室、倉庫、遊戯室にし、右の教室棟の1階と2階の6教室を児童クラブ集会室とし、児童数約240人が生活できるように改修いたします。平成29年度開設予定です。小中一貫校の生徒児童数は、穂波東中学校区ですけれども908人です。そのうち小学校生徒は605人で、4月1日児童クラブ入所児童数は184人です。児童福祉法改正によりまして、27年度より5、6年生の入所が可能となりますので、実施設計ではそれを見込みまして集会室を240人といたしました。3ページ以降は小中学校の続きとなります。

以上、簡単ですけれども報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○松本委員

すいません。いま児童数と現在の利用数をお知らせいただいたんですが、穂波の分については240人をすると。現在は184名ということですよ。ほかについては130名を考えていると、幸袋ですね。現在の利用量は112名だという。もう1つありましたね、についても160名ですかね。それがいま現在は149名が利用してあるということ。そうすると穂波だけが多いですよ。余裕がね、で、これ余裕枠というのは、どんなふうなあれでしてあるんですかね。

○こども育成課長

余裕数っていうのは、何%余裕しなさいということはないんですけども、まず平恒は教室を改修しますので、その棟全部が児童館としますので、それで1、2階全部をしまして、240名という大きな数字にはなっています。ほかのとはですね、子ども・子育て会議で入所児童数の見込みを出しております、31年度までをですね。それ以上になるようにということで児童数の集会室の平米数を決めております。一番人数が切迫しているのが、鎮西だと思います。鎮西もいま実施設計で162人にはなっているんですけども、170人にしてもらいように実施設計でしております。

○松本委員

穂波については、改造で場所があったということなんだろうが、いま言われるように、ふえたときにですね、入れないというようなことがないように、いま建てているわけですからね。さっきの病院じゃありませんが、思い違いがないようにですね、ぜひやっていただきたいということをお願いしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「飯塚市新型インフルエンザ等対策行動計画の県提出について」、報告を求めます。

○健康・スポーツ課長

飯塚市の新型インフルエンザ等の対策行動計画につきましてご報告をいたします。資料がございまして、概要版というのをつくっておりますのでそちらのほうをお願いいたします。

国の新型インフルエンザ等対策特別措置法及び県の福岡県新型インフルエンザ等対策行動計画、この制定に続きまして、わが市におきましてもこの度、飯塚市新型インフルエンザ等対策行動計画の制定を行っております。本行動計画につきましては、国及び県の指導に沿って作成を行い、作成後は県担当者及び学識経験者の確認を経て、先日制定を終え、本厚生委員会で報告後に県へ提出する予定でございます。内容につきましては、お配りしております資料でご説明をさせていただきます。なお、概要版となっておりますが、これは60ページ近くございます行動計画本文でございますことから、本委員会におきましては基礎的な部分を抜粋し編集したものとっておりますので、ご了承をお願いいたします。

では、1ページから順におって説明をさせていただきます。1ページ及び2ページには、市が新型インフルエンザ等対策行動計画を策定することとなった経緯等を記載しております。特に、2ページでは、本行動計画策定に伴い、平成21年度に策定いたしました飯塚市新型インフルエンザ対策行動計画を廃止する旨と本行動計画の対象となる感染症の定義について記載をしております。なお、21年度策定の行動計画と本行動計画の内容につきましては、特措法の制定に伴い、国が明確なガイドラインを作成したことによる様式の変更で全く異なったものとなっております。

続きまして、3ページ及び4ページでございますが、ここには新型インフルエンザについての説明とその感染対策を記載をしております。5ページから6ページは、新型インフルエンザ等の対策の基本的な方針、7ページにはその対策実施上の留意点を記載しております。8ページから10ページには、対策を推進していく上で国をはじめ、県、市、事業者などの役割分担を記載をしております。飯塚市の役割については9ページに記載をしております。

次に11ページからでございますが、対策の基本項目を記載をしております。11ページには対策本部等の設置に関する実施体制についての記載がされております。飯塚市におきましては、新型インフルエンザ等が国内外で発生した場合には、ことも・健康部長を室長とする飯塚市新型インフルエンザ等警戒室を設置し適時必要な対策を行い、国から緊急事態宣言が行われた際には、市長を本部長とする飯塚市新型インフルエンザ等対策本部の設置を行うこととしております。

次に、12ページでございますが、12ページには情報の収集、提供、共有等に関する項目、13ページから15ページにつきましては、予防接種をはじめとする予防蔓延防止に関する措置について記載をしております。

次に、16ページには帰国者、接触者外来の設置をはじめとする医療項目の記載をしております。17ページには要援護者の支援をはじめとする住民生活、経済に関する項目及び不測の事態等に対応できるよう、その他の項目についても記載をしております。

次に、18ページには先ほど申しました対策本部の組織体制について記載をしております。19ページから21ページにつきましては、新型インフルエンザ等が発生した場合の段階別の説明を記載しており、先ほど申しました対策の基本項目にこの発生段階ごとに行っていく流れとなっております。

最後に22ページから23ページでございますが、ここには市民向けに作成した新型インフルエンザに関するQ&Aを記載をしております。本行動計画につきましては、市民が閲覧できるようホームページ等に掲載予定でございますが、新型インフルエンザ等の啓発についてはここに記載しているような内容での予防、周知等を行っていく予定としております。

以上で簡単でございますが、説明と報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「吉原町1番地区第一種市街地再開発事業複合ビルにおける飯塚休日夜間急患センター移転の進捗状況について」、報告を求めます。

○健康・スポーツ課長

「吉原町1番地区第一種市街地再開発事業複合ビルにおける飯塚休日夜間急患センター移転の進捗状況について」ご報告をいたします。現在、再開発事業につきましては、中心市街地活性化推進課において事業行っております。平成26年3月より施設建築工事に着手し、平成27年の5月の竣工に向け計画どおり進捗をしております。施設の構成といたしましては、1階がバスセンター、2階から4階までに医療関連施設が入り、5階から11階が分譲マンション、全部で62戸となっております。この複合ビルの2階の医療関連施設につきましては、急患センター及び医師会検診検査センターが同じフロアに入ることになっておりまして、急患センターにつきましては、取得後は健康・スポーツ課の所管施設となることから、その事業内容について検討を行っているところでございます。

恐れ入ります。資料は別紙でつけております。これは休日夜間急患センターが入ります2階部分の平面図になっております。飯塚市が取得します床部分につきましては、再開発事業の権利変換計画に基づき、飯塚市及び飯塚医師会との所有区分が確定をしております。この所有区分につきましては、資料のとおりでございますが、飯塚市が取得する部分が、ちょっとわかりにくいですが緑色になっている部分になります。飯塚医師会が取得する部分がピンク色の部分でございます。飯塚市と医師会が共有する部分をオレンジ色に着色をしております。また、飯塚市が急患センターとして所有する部分及び医師会検診検査センターと共同で所有する部分に設置する医療機器や一般備品については、現在選定を行っているところでございます。

なお、急患センター整備にかかる複合ビルの床取得費及び医療機器等の購入費は、福岡県の広域元気づくり事業補助金を活用することとしておりまして、現在、中心市街地活性化推進課が福岡県との協議を進めております。同複合ビルの供用開始につきましては、27年、来年の5月末の完成予定でありますことから6月には医療機器の備品購入等の移転準備を行い、同年の7月頃からは急患センターとしての診療を開始したいというふうに考えております。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「飯塚市健康の森公園市民プール及び多目的施設の休館日の変更について」、報告を求めます。

○健康・スポーツ課長

健康の森市民プールの休館日の変更の試行についてご説明をいたします。健康の森市民プールの休館日については、現在、毎週月曜日を基本としまして、その日が休日となった場合はその翌日を休館日として指定管理者によって運営を行われております。先の一般質問におきまして、公の施設の休館日のあり方についてご指摘がございまして、指定管理者の意見を聞きながら検討を行ってまいりましたが、休館日の変更は利用者に大きく影響することから、利用者の意見を聞いたのち決定する必要があると判断し、このたび試行を行うことといたしました。試行する休館日は毎週火曜日、これは休日であっても変更はございません。火曜日といたしまして、期間は26年10月1日から27年3月末日までとしております。この間に利用者のアンケートを実施し、その後の休館日のあり方について決定をしていきたいと考えております。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。



( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「ダイマル跡地事業地区暮らし・にぎわい再生事業の進捗状況について」、報告を求めます。

○健康・スポーツ課長

「ダイマル跡地事業地区暮らし・にぎわい再生事業の進捗状況について」ご報告をいたします。ダイマル跡地事業地区暮らしにぎわい再生事業につきましては、中心市街地活性化推進課において事業が進められておりますが、5月の厚生委員会においてご報告いたしましたように、1階の一部に取得、設置いたします。仮称でございますが、まちなか交流健康広場につきましては、竣工後の運営を健康・スポーツ課において行うこととしておりますので、現在、鋭意検討を行っているところでございます。その進捗状況についてご報告をいたします。

去る8月9日に施設建築物新築工事の起工式が実施され、現在基礎工事が施工されている状況でございます。施設の概要につきましては、鉄筋コンクリート4階建て複合ビルで1階に、仮称でございますが、まちなか交流健康広場、それと商業店舗、2階から4階は賃貸住宅24戸が入る施設となっております。敷地面積が1447.92平方メートル、建築面積897.46平方メートル、延べ床面積は2556.95平方メートルでございます。

恐れ入ります、資料は1枚紙で、これは今回取得します1階の部分の平面図を添付しております。飯塚市の取得床につきましては、中心市街地活性化を図る社会資本総合整備計画事業の効果促進事業として1階床の一部をまちなか交流健康広場敷きとして取得し、中心市街地に不足するコミュニティ地域交流、健康都市推進のための健康づくり事業の機能、拠点化を図ることを目的としております。

1階の施設の平面図を添付しておりますが、この施設につきましては事務室、トレーニング室、多目的室、シャワー更衣室等から構成してございまして、多目的室では食と健康をテーマとした交流スペースや各種健康運動教室を實踐できる各種教室用スペースとして整備し、食育事業の展開を可能とする調理台の設置、また大型テレビを設置することでパブリックビューイングができるスペースとして市民へ開放するなど各種の運動教室等を展開しながら健康増進と交流を楽しめるスペースとして整備を行っていく予定でございます。また、トレーニング室では日常的に運動していない運動疎遠者層やトレーニング初心者層等が気軽に利用できる油圧式トレーニング機器を整備し、多目的室での各種健康運動教室と連携して健康づくり事業を一体的に推進していくこととしております。さらに屋外広場では市民の憩いや各種イベントスペースとして活用するため、通路屋根シェルターの設置や子どもが喜び安心して遊べる空間となるよう児童向け健康遊具の設置、これはクライミングボードでございますが、やまちなかオアシスとなるようミストツリーを設置をすることとしております。

今後であります。床取得後、コミュニティ助成に関する施設整備については、中心市街地活性化推進課において行い、まちなか交流健康広場の運営に必要な準備は健康・スポーツ課において行っていくこととしております。

以上で「ダイマル跡地事業地区暮らし・にぎわい再生事業の進捗状況について」ご報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「幸袋こども園の民営化について」、報告を求めます。

○子育て支援課長

幸袋こども園民営化についてご報告いたします。公立保育所の民営化につきましては、平成

23年度に策定しました「公立保育所・幼稚園のあり方に関する実施計画」に基づいて、随時進めているところでございます。幸袋こども園の民営化につきましては、平成26年9月に開催しました第3回飯塚市公立保育所・幼稚園あり方検討委員会においてご審議、ご確認をいただき、実施計画のとおり幸袋こども園を民営化することとなりました。

今後のスケジュールといたしましては、10月に保護者説明会を開催し、地元自治会に対しても周知を行い、あわせて保護者へのアンケート調査を実施し、保護者の方々のご意見、ご要望等を募集要綱に反映したいと考えております。その後、公立保育所・幼稚園あり方検討委員会において移譲先法人の募集要綱の作成、27年2月から3月にかけて移譲先法人の募集を行い、4月中旬頃までに選考・決定し、早ければ27年5月頃から決定した移譲先法人との事務引継等を行い、平成28年4月1日から民営化する予定でございます。なお、民営化に伴う保育所条例の改正につきましては、新制度関連条例を12月に上程予定していることから、新年度に行う予定でございます。

以上簡単ですが、幸袋こども園民営化について報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○鯉川委員

幸袋のこども園ですね、公立の認定こども園を民営化したいとのことですが、全国的にはほかの自治体で民営化されている今の状況というのは、どんなふうになっているのでしょうか。

○子育て支援課長

公立の認定こども園を民営化した事例と申しますのは、私どもがネット等で調査した範囲ではございません。

○鯉川委員

ないとのことのようにございますが、今までの保育所の民営化と具体的に違う点、相違点というのはどういった所が変わってくるのでしょうか。

○子育て支援課長

今までの保育所の民営化と大きく異なる点といたしましては、認定こども園にはいわゆる保育所機能に加えまして、幼稚園機能といったものが備わっております。したがって、事実上、幼稚園の民営化という側面もございますので、端的に申し上げまして授業料の見直し、そういったものが必要であるというようなことが挙げられます。保育所の場合は、公私立とも所得により保育料が決定しておりますが、現行、公立幼稚園におきましては所得に関係なく授業料が6000円、私立の幼稚園のほうでは平均して2万円ほどになっております。こういった点が大きく今までの保育所の民営化とは異なるということになります。

○鯉川委員

今の答弁によりますと、認定こども園を民営化すると急に幼稚園の保護者負担がふえることになるようにございますが、そこら辺の配慮はどんなふうを考えているのでしょうか。

○子育て支援課長

先にご報告申し上げました第3回の公立保育所幼稚園あり方検討委員会では、幸袋こども園の民営化を進めるに当たりまして、在園中の児童については経過措置を検討すべきではないかのご意見がございまして、経過措置を設ける方向で検討いたしたいというふうに考えております。

○鯉川委員

経過措置を設けるというふうに今おっしゃっていますが、経過措置を設定して授業料が6000円ですかね、となった場合、引き受ける法人があるとお思いでしょうか。

○子育て支援課長

この点につきまして、いくつかの法人にお話をいたしました。幼稚園授業料を6000円のままでは、引き受けることは大変難しいといったようなご返事とございますか、感触でございました。

○鯉川委員

たぶん、だから今まで全国的にも引き受けるところがなかったんだと思うんですけども、あなたたちは民営化をしたい旨、言われておりますが、どのような方法で引き受ける法人を今から捜していくつもりでおられるのでしょうか。

○子育て支援課長

この授業料といったところが課題になってくるわけですが、これにつきましては、ことしの8月25日に飯塚の私立の幼稚園連盟から市長あてに要望書が提出されておりますが、その中で私立幼稚園と公立幼稚園の授業料格差をなくして、公平な負担軽減措置をお願いしなすといったような要望がなされております。新年度の平成27年の4月からスタートする予定の子ども・子育て支援新制度では、幼稚園も保育所と同じように所得により授業料が決定するようになっております。ただし、国は私立幼稚園に対しては新制度に移行するかどうかは、各園の判断で決定してよいということにいたしております。飯塚市の私立幼稚園の場合は、平成27年度に関しましては混乱を招きそうだとということで、新制度のほうには移行するといったような移行を示しておるところがございませんが、そのあと、平成28年度以降に関しては、新制度のほうに移行したいというような考えが多いといったような状況でございます。飯塚市のこども園につきましては、公立でもございますので平成27年度から新制度に移行いたしますが、授業料につきましては、先ほどお答えしましたように現行のまま据え置いて飯塚の私立幼稚園連盟の要望も踏まえ、平成28年度からの新入園児より新制度の利用料を適用したいというような考えを持っております。

○鯉川委員

いま縷々説明がありましたが、そのような説明をされれば引き受ける法人があると、いま現在思われておりますでしょうか。

○子育て支援課長

何分、公立の認定こども園の民営化というのは、全国でもおそらく初めての試みとなりますので、引き受け法人があるかどうかは現況ではちょっとわかりませんが、飯塚市内で引き受け法人がない場合は、福岡県内に募集を広げて申し込みを公募してまいりたいというふうに考えております。

○鯉川委員

最後にしますけども、しつこいようですが、福岡県内に広げてみても、それでもなおかつ引き受け手がなかった場合というのは、どのように考えておられるのでしょうか。

○子育て支援課長

一応、公募のスケジュールとしましては、従前のおり、まずは市内の社会福祉法人等に募集をかけて、それが非常に応募等がなかったといったような場合は県内に広げるといったようなスケジュールを考えておりますが、いま想定しておりますスケジュールの範囲で3度目の公募というのはなかなかちょっと難しいということになりますので、2度にわたる公募に対して応募がなかった場合は、次年度等に再度、公募をかけるといったようなふうになる可能性が非常に高いのではないかとこのように今は考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「子育てプラザについて」、報告を求めます。

○子育て支援課長

子育てプラザ整備事業について進捗状況をご報告いたします。お手元の配布資料をご覧になっていただきたいと思います。

この事業は中心市街地活性化推進課が行っております中心市街地活性化事業における飯塚本町東地区整備事業の中の一つでございます「子育てプラザ整備事業」でございます。この子育てプラザ整備完了後は、現在の飯塚市東町商店街の中に設置しております「街なか子育てひろば」を移転する予定のものでございます。

配布資料の2枚目をお願いいたします。整備概要としましては、敷地面積727平方メートル、建物面積582平方メートル、施設の構造としましてパース図のとおり鉄筋コンクリート2階建て、1階にエレベータホール及び駐車場を14台程度整備する予定にいたしております。今後の整備の予定といたしましては、来月10月に設計委託を発注いたしまして、平成27年度当初予算に建築工事費等を計上し、平成27年10月頃に工事を発注、およそ1年後の平成28年10月に開設を予定にいたしております。なお、整備に当たりましては、現在、飯塚本町東地区商業の活性化研究会で検討されております「まちなみデザインガイドライン」に従って整備を行う予定でございます。また、移転後の「街なか子育てひろば」跡地利用につきましては、関係各課と今後協議していきたいと考えております。今後は、平成28年10月の開設に向けまして、関係各課と協議を行いながら円滑に計画を進めていきたいというように考えております。

以上簡単ですが、子育てプラザについて報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○松本委員

28年の10月には完成ということですが、この子育てプラザは今の東町の玉置さんの上にある支援センターを持っていくと。そっちに行くと。ということは、中身としては新しく建てられるんだけど、今の支援センターの考え方なんですかね、もうちょっと何か、子育てプラザとか書いてありますんでね、何か子どもたちの楽しいあれになるのかなあという気がするんですが、そのような理解でよろしいんですか。

○子育て支援課長

整備が整いましたあかつきには、広さにいたしましてほしい1.5倍から1.6倍程度になる予定でございます。課題でございます駐車場につきましても14台とはいいいながら専用の駐車場を整備する予定でございますので、こういった利用者の増を見込んで新制度におきましては利用者支援事業といったような新しい事業も計画しておりますことから、利用者支援事業、利用者の方にいろんな子育て情報を提供するような事業がございますが、こういった事業の充実をさらに図りながら利用者のお役に立つような施設を目指してまいりたいというふうに考えております。

○松本委員

ぜひですね、新しい建物をお金を使って建てられるわけですから、いまの支援センターを持って行って、まあもうちょっと広いのでというような考え方ではなくて、やっぱりここに子どもたちが親子で集うということのを頭に置いてやっていただきますように。その中に、まあいま申し上げるのがいいのかはどうかわかりませんが、この地域はプール等が、目尾に行っていますので、前は今のトライアルのところがありましたんであれなんですけど、水に子どもたちが、小さい子が親しむというようなことがなかなかできづらいです。コスモスコモンの池じゃないけど、何か淹みたいなところがありますけども、あそこには水が流れている、溜まっているというような状況ですが、なかなかそういうものもありませんので、今からたぶん計画をされるのか、もうできているのか、よくわかりませんが、そういったことも子どもたちが楽しんで集え

るようなものをぜひ考えていただきたいなということ、きょうご報告がありましたので、お願いをしておきたいなというふうに思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「高齢者実態調査の結果について」、報告を求めます。

○介護保険課長

高齢者の実態調査を実施いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

別冊のアンケート調査結果の報告書の1ページをお開き願いたいと思います。こちらのほうに調査の概要をお示しいたしております。まず1の「調査の目的」にありますとおり、今回の調査の目的は高齢者の心身の状況や生活状況の実態、介護に対する意向等を把握し、飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、27年度から29年度になりますが、策定のための基礎資料として、2種類の調査を本年4月23日から6月30日にかけて実施した結果でございます。

2番目の調査設計と回収結果でございます。2の調査結果ですが、左から高齢者、介護保険の認定を受けていない高齢者の方(65歳以上)の調査につきましては、調査対象者2100人に対しまして、有効回収数は1328人、有効回収率は63.2%となっております。右の欄でございますが、在宅要介護者(在宅で生活している要介護認定者)の調査につきましては、調査対象者1700人に対しまして有効回収数は869人で、有効回収率は51.1%となっております。全体で3800人の方にアンケート調査を行いまして、2197人の回収結果となっております。

続きまして、2ページのほうに第2章といたしまして調査結果の概要をお示しいたしております。2ページから7ページにかけましては、調査結果の概要になりますので、主な概要のみを説明させていただきます。まず、2ページの1でございますが、調査回答者の属性についての「(2)世帯の状況について」、中ほどでございますが、では高齢者・在宅要介護者ともに「3人以上の同居」世帯が約4割を占めて一番多い割合になっています。また、一人世帯は2から3割になりますが、地区別で差が見られるようでございます。

続きまして、3から5ページは省略とさせていただきます。6ページの中ほどの5、「介護希望や在宅介護の状況」の「(1)今後の介護希望」でございますが、「自宅で家族の介護のほかに介護保険の在宅サービスを利用したい」と希望されている方が、高齢者・在宅要介護者の両調査とも最も高く、「自宅での家族だけの介護」「自宅で介護保険の在宅サービス」を加えますと、6割の方が在宅を希望されているという結果が出ております。

一方、「(2)介護保険施設の入所待機の状況や高齢者向け住宅の利用意向」では、在宅要介護者の5.1%の方が施設入所待ちと回答されており、そのうち6割強の方が特別養護老人ホームの待機者となっております。また、在宅要介護者の約2割の方が高齢者向け住宅への入居を希望しておるという結果となっております。

7ページになりますが、「在宅介護の状況」では、主な介護者の6割が女性の方で年齢は65歳以上、いわゆる老々介護と言われておりますけれども、が4割強を占めております。また、介護を行う上で困っていることにつきましては、「精神的負担が大きい」「利用者負担が大きい」と感じている方が上位を占め、在宅介護を継続するために必要な支援は「介護保険やその他の福祉サービスの充実」が最も高く、次いで「サービスの情報の提供」「相談体制の整備」の順になっています。8ページ以降につきましては、調査対象者別の調査結果を掲載しておりますので、後ほどご覧いただき、で説明については省略とさせていただきます。

なお、この実態調査は高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定のなかでの基礎資料

といたしまして、事業計画のサービス事業量の目標値の算定の参考などの基礎資料として活用する考えでございます。実態調査の結果及び過去2年間の介護サービスの実績等を参考にしながら、現在、高齢社会対策推進協議会において計画策定の協議を進めております。今後の予定スケジュールにつきましては、12月初旬までに計画原案を策定いたしまして、意見募集を実施しまして、1月末を目途に諮問機関である高齢社会対策推進協議会から計画案の答申をいただきたいと考えております。

以上で、高齢者実態調査の結果について、ご報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

以上をもちまして、厚生委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。